

## 住宅金融支援機構融資関係

### 平成 28 年（2016 年）熊本地震により被災された方の相談窓口等について

詳しくは、[http://www.jhf.go.jp/topics/saigai\\_20160414.html](http://www.jhf.go.jp/topics/saigai_20160414.html)

#### 1 災害復興住宅融資について

◎ご融資の相談窓口（お客さまコールセンター）

**0120-086-353（通話料無料）**

※ 上記電話番号は被災された方専用の番号ですので、あらかじめご了承ください。

※ 国際電話等をご利用いただけない場合は、次の番号におかけください（通話料金がかかります。）。

TEL：048-615-0420

※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します（受付時間：9時～17時）（祝日及び年末年始を除きます。）。

◎災害復興住宅融資の詳細

融資金利【平成 28 年 4 月 21 日現在】※お申込み時の金利が適用されます。

◆建設・購入の場合 基本融資額 年 0.47%（特例加算額 年 1.37%）

◆補修の場合 年 0.47%

詳しくは、<http://www.jhf.go.jp/files/300205170.pdf> をご覧ください。

#### 2 ご返済中の方の相談について

当機構から融資（フラット 35、旧住宅金融公庫融資を含みます。）を受けて、現在ご返済中の方に対しては、今後のご返済についてご相談を承っています。**ご利用中の金融機関の窓口にご相談ください。**詳しくは、<http://www.jhf.go.jp/files/300268264.pdf> をご覧ください。

（具体的な相談内容）

返済金の払込みの据置（被災の程度に応じて、1年～3年）

据置期間中の金利引下げ（被災の程度に応じて、0.5%～1.5%減）

返済期間の延長（被災の程度に応じて、1年～3年）

※ なお、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」については、ご利用中の金融機関を通じて、機構支店にご相談ください。（<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/>）

#### 3 地震保険について

◎ 住宅金融支援機構の特約火災保険に併せて特約地震保険をご契約のお客さま

今回の地震を原因とする火災・損壊・埋没等によって、「建物の主要構造部が建物全体の時価額の 3%以上の損害を受けられたとき」は、保険金のお支払対象となります。被害を受けられた方は、次の幹事保険会社まで直接お申出ください。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 事故サポートセンター（24 時間 365 日受付）

**0120-727-110（通話料無料）**

◎ 上記以外の火災保険等に併せて地震保険をご契約のお客さま

お客さまがご契約されている保険会社等まで直接お申出ください。

#### 4 機構団体信用生命保険について

機構団体信用生命保険特約制度にご加入されているお客さまがお亡くなりになった場合等のお手続や特約料のお支払に関するお問合せについては、下記にてご相談を承ります。

住宅金融支援機構お客さまコールセンター（団信専用ダイヤル）

**0120-0860-78（通話料無料）**

※ 国際電話等をご利用いただけない場合は、次の番号におかけください。

TEL 048-615-3311（通話料金がかかります。）

※ 受付時間：9時～17時（土日、祝日、年末年始を除きます。）